## 報告第 16 号

## 臨時代理した事件(名張市スポーツ推進審議会委員の委嘱及び任命) の承認について

名張市スポーツ推進審議会条例(昭和49年条例第35号)第2条の規定に 基づく名張市スポーツ推進審議会委員の委嘱については、別紙のとおり行った ので報告し、承認を求める。

令和 5年 6月 1日報告

名張市教育委員会 教育長 西 山 嘉 一

## 名張市スポーツ推進審議会委員名簿

任期:令和5年4月1日~令和7年3月31日

委員名	選出団体名	役職名	備  考
中森博文	名張市スポーツ協会	会長	H23. 10. 4委嘱
梶 田 淑 亨	名張市スポーツ少年団本部	顧問	H23. 10. 4委嘱
が、乾、記・亨	名張市スポーツレクリエーション協会		新任
如如如如	名張市地域づくり代表者会議	地縁法人 錦生自治 協議会	新任
松尾大竹	近畿大学工業高等専門学校	准教授	H23. 10. 4委嘱
鎌田妙子	名張市スポーツ推進委員協議会		R3. 4. 1委嘱
to the on the 松 村 典 彦	名賀医師会	理事	H29.4.1委嘱
根本健	名張市小中学校長会	名張市中 学校体育 連盟担当	R3.4.1委嘱
は もり か で 山 森 克 彦	名張市身体障害者互助会	副会長	R3.4.1委嘱
和节点千八	名張市老人クラブ連合会	副会長	H31.4.1委嘱

(設置)

- 第1条 この条例は、スポーツの推進に関する基本計画その他重要事項の調査、審議を行うためスポーツ基本法(平成23年法律第78号)第31条の規定に基づく、名張市スポーツ推進審議会(以下「審議会」という。)の設置及び組織、運営等について必要な事項を定める。(組織)
- 第2条 審議会は、委員10名で組織する。

(会長・副会長)

- 第3条 審議会に会長及び副会長を置く。
- 2 会長及び副会長は、委員の互選によってこれを定める。
- 3 会長は、審議会を代表し、議事その他の会務を総理する。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があったときは、その職務を代行する。 (任期)
- 第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠委員の任期は前任者の残任期間とする。
- 2 審議会の委員は、再任することができる。

(会議)

- 第5条 審議会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開き議決することができない。
- 2 審議会の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは会長の決するところによる。

(庶務)

第6条 審議会の庶務は、教育委員会事務局において処理する。

(委任)

第7条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営その他必要な事項については、別に定める。

附則

この条例は、公布の日から施行する。

**附** 則(平成23年10月4日条例第19号)

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
  - (委員会の委員等の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)
- 2 委員会の委員等の報酬及び費用弁償に関する条例(昭和31年条例第24号)の一部を次のように 改正する。